平成２５年（フ）第８０５０号
東京都江東区北砂４丁目10―６
破産者　木室　義孝
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０５５号
東京都町田市玉川学園２―２―17、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区富ケ谷２丁目14番６号
破産者　有限会社テーラー山田
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０７５号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目19番21号１Ｆ
破産者　株式会社Ａ―ＴＯＰ
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０７６号
神奈川県横浜市都筑区荏田東１―９―40　西谷五番館102、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目19番21―302号
破産者　株式会社ゴルフマンブラザーズ
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０７７号
神奈川県横浜市港北区樽町４丁目５―17―107
破産者　高野　　久
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０３号
東京都目黒区駒場１丁目26―９
破産者　田中　美香
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０４号
東京都渋谷区神山町26―８―504
破産者　岡部　　豊
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０５号
東京都昭島市緑町５丁目７番17号
破産者　有限会社東京ライフ
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０６号
埼玉県入間郡越生町越生東１丁目10―14―302
破産者　日向　大和
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４４１号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目27―21　リヴィエール湘南Ⅰ―104、住民票上の住所神奈川県藤沢市湘南台２丁目25―８―102
破産者　古賀　栄策
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７８６号
東京都練馬区石神井台７丁目19―２―304
破産者　中西　健一
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８３６号
東京都大田区東馬込１丁目20―７―106
破産者　芳賀　吉史
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８１号
東京都練馬区早宮２丁目17―43―1003
破産者　伊藤　幸三
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８９６号
東京都北区神谷２丁目18―15
破産者　天谷　　満
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９１５号
東京都品川区西五反田３丁目６―38―3013
破産者　戸島　由香
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９４２号
東京都墨田区石原２丁目11―５―702
破産者　大沼　朋子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９５９号
東京都台東区松が谷２丁目３―２―402
破産者　鴨志田三男
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９７２号
埼玉県戸田市大字新曽948―３―202
破産者　野口　宏行
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９８８号
東京都杉並区高円寺北４丁目29―２―309
破産者　兼濱　朝勝
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９９９号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目15―３
破産者　君島　裕一
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００６号
神奈川県座間市入谷５丁目1881―９―302
破産者　秋山　直子（旧姓斉藤）
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９００７号
埼玉県朝霞市仲町２丁目１―５―503
破産者　斉藤　幸秀
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部